

I 先行き不明の税制改正

星野 泉

明治大学政治経済学部教授

2003年度税制改正の概要

2003年度当初予算では、税収が前年度当初比5兆円減の41兆円、歳入総額の51%を占めるにすぎない状況となった。昨年当初予算では、47兆円（歳入総額の58%）、前年度比4兆円減であったので、2年連続の大幅減ということになる。この水準は、1987年度の一般会計予算における税収額とほぼ並ぶものである。ただ、87年度の一般会計規模は54兆円、税収比率が76%であったから、財政における税の役割は格段に低下していることになる。国債発行も36兆円規模となり、まもなく税収と国債発行額が並びそうな勢いである。まさに、異常事態というほかない。

本年度の税制改正は、小幅なもの積み重ねによるものが中心で、初年度1兆5,000億円規模の減税、多年度においては税収中立となっている。景気対策として減税しつつ、同時に増税も同時に制度化しておくことで、減税の食い逃げを阻止した形である。景気対策派からも財政再建派からも議論を呼ぶところとなっている。また、2003年度においても、国・地方を合わせ6兆円を相当上回る個人所得課税及び法人課税の恒久的な減税は継続することとなる。

具体的には、わが国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税の集中・重点化、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与

税の一体化及び税率の引下げ、「貯蓄から投資へ」の改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乘せ分）の廃止、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるための免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直し等の措置を一体として講ずるというものである。

税制調査会2002年6月の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、公平簡素中立にのっとった議論が冷静に、幅広く進められていたが、11月の「平成15年度における税制改革につきての答申—あるべき税制の構築に向けて—」、さらに12月の平成15年度「税制改正大綱」へと、その内容の窮屈さは増してきているようである。経済財政諮問会議とのやりとり、また与党3党の政治的なやりとりの中で、こうした対応を逃れることはできなかつたとみられる。

恒久的減税の停止とともに、専業主婦課税ばかりでなく、給与所得控除、家族控除制度を含む課税最低限の問題、さらに二元的所得税論についても包括的にテーブルにのっていたところであったが、そうしたものも次第に消えていく。税源移譲や外形標準課税など、地方財源問題についても、小幅な改革や先延ばしの方向となり、結局減税を中心にすえた形となっていくのである。

表 2003年度の税制改正（内国税関係）による増減収額概算（初年度）

（単位：億円）

1. 法人関連税制	▲ 13,040
(1) 研究開発減税（中小企業分を除く）	▲ 5,470
(2) 設備投資減税（中小企業分を除く）	▲ 5,270
(3) 中小企業支援	▲ 2,300
2. 相続税・贈与税	▲ 1,030
3. 金融・証券税制	▲ 960
4. 土地税制	▲ 2,100
(小 計)	▲ 17,130
5. 所得税	—
6. 消費税	—
7. 酒税・たばこ税	+ 1,630
8. その他	+ 60
(小 計)	+ 1,690
差 引 計	▲ 15,440
9. 石油税	+ 140
10. 自動車重量税	▲ 930
一般会計分計	▲ 16,230
11. 電源開発促進税	▲ 83
12. 自動車重量税（譲与分）	+ 930
総 計	▲ 15,383

注：1) 上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。

2) 上記には、特別会計に係るものを含む。

3) 上記には、自動車重量譲与税の譲与割合の変更による影響額を含む。

備考：研究開発減税及び設備投資減税について、中小企業分を含めた場合の減収額（初年度）は、研究開発減税▲5,500億円、設備投資減税▲6,720億円と見込まれる。

● 税制改正の内容

2003年度の税制改正による減税額1兆5,000億円のうち、最も大きいのが法人関連税制であり、以下のような研究開発に税額控除制度等を導入することで1兆3,000億円規模の減税が見積もられている。

（1）法人関連税制

研究開発減税として、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設、産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設、中小企業技術基盤強化税制の拡充。設備投資減税として、IT投資促進税制の創設、開発研究用設備の特別償却制度の創設。中小企業、ベンチャー企業支援として、研究開発税制、同族会社の留保金課税制度、交際費等の損金不算入制度、少額減価

償却資産の取得価額要件に措置を講じている。

(2) 相続税・贈与税

① 相続時精算課税制度（仮称）の創設

65歳以上の親から20歳以上の子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する一体化措置を創設する。（贈与時の非課税枠は2,500万円、非課税枠を超える部分について税率20%で課税）

② 相続税・贈与税の税率構造の改正

相続税について、最高税率を50%（現行

70%）に引き下げるとともに、税率の刻み数を6段階（現行9段階）に簡素化し、必要な税率区分の拡大を行う。贈与税（暦年課税）については、相続税に準じた見直し。

③ 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

相続時精算課税制度について、住宅の取得又は増改築に充てる資金の贈与の場合に限り、65歳未満の親からの贈与についても適用できることとするほか、当該資金の贈与については非課税枠を3,500万円に拡大（1,000万円上乘せ）する。

表 相続税の税率構造の改正

現行		改正案	
	税率		税率
800万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%
1,600万円	15%	3,000万円	15%
3,000万円	20%	5,000万円	20%
5,000万円	25%		
1億円	30%	1億円	30%
2億円	40%	3億円	40%
4億円	50%	3億円超の金額	50%
20億円	60%		
20億円超の金額	70%		

表 贈与税の税率構造の改正

現行		改正案	
	税率		税率
150万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
200万円	15%	300万円	15%
250万円	20%	400万円	20%
350万円	25%		
450万円	30%	600万円	30%
600万円	35%		
800万円	40%	1,000万円	40%
1,000万円	45%		
1,500万円	50%	1,000万円超の金額	50%
2,500万円	55%		
4,000万円	60%		
1億円	65%		
1億円超の金額	70%		

資料：財務省「平成15年度税制改正の大綱」

(3) 金融・証券税制

上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%（所得税15%、個人住民税5%）源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入する。また、「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化するため、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益に対し、今後5年間は10%（所得税7%、個人住民税3%）の優遇税率を適用する。

(4) 土地・住宅税制

不動産の登記に関わる登録免許税の税負担軽減と、土地・建物の税負担格差解消など。

(5) 個人所得課税

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乘せして適用される部分（最高38万円）を、2004年以降、廃止する。配偶者控除が受けられないパート労働者などについては、消失控除の形で残される。

(6) 消費税

中小事業者に対する特例措置の改正が行われている。

事業者免税点制度の適用上限を1,000万円（現行3,000万円）に引き下げるとともに、簡易課税制度の適用上限を5,000万円（現行2億円）に引き下げる。

申告納付制度について、直前の課税期間の年税額が4,800万円（地方消費税込6,000万円）を超える事業者は、中間申告納付を毎月（現行3月ごと）行うこととする。

消費税法において、事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、予めその取引価格を表示する場合には、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価

格を表示することを義務付ける。

(7) 酒・たばこ税

① 酒類間の税負担格差の縮小

ビール・発泡酒（麦芽比率25%未満）、清酒・果実酒、清酒・合成清酒、リキュール類・甘味果実酒等の間の税負担格差を4分の1縮小することとし、発泡酒、果実酒、合成清酒、甘味果実酒等の税率を引き上げる。

② ビールに係る酒税の税率の特例の創設

小規模なビール製造業（いわゆる「地ビール」）について、創業支援のため、3年間の特例措置を創設する。（酒税額を20%軽減）

④ たばこ税の税率を1本当たり0.82円（国・地方合計）引き上げる。

(7) 自動車関連諸税について

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を5年延長する。自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1（現行4分の1）に引き上げる。道路公団の民営化論が進む中、地方負担の増加に向けた対応と見られる。ただ、道路特定財源の自動車重量税を930億円分、自動車重量譲与税の増加という形で地方に譲ることは、税源移譲といってよいかどうか疑問は残るところである。

● 積み残した課題

以上のように、本年度の税制改正は企業活性化に向けた減税を中心とするもので、それを除けば、酒、たばこ等の若干の増税ということになる。地方分権改革に合わせた税源移譲、昨年度に扉が開かれたとみられた道路目的特定財源の一般財源化、所得税、消費税、法人事業税等の課税ベース拡大策はほんの少し手をつけられたにすぎな

い。いまだ、その影響は小さい。

消費税の益税問題は、この税が導入された1989年より問題とされてきたところであり、徐々に改正されてきたところである。ヨーロッパの国々に比べ、あまりにかけはなれた免税点であったが、ようやく他国に近い水準までやってきた。また、申告納付を毎月行うことにより、間接税としての性格が明確になり、より適正な申告を促すことにはなるであろう。

たばこ税や酒税の引上げは、厳しい財政情勢の中では、やむをえないところであろう。発泡酒の開発など企業努力を無にするものとの批判もあるが、それは、ビールへの税率などとのバランスの問題である。

配偶者特別控除の廃止については、女性が雇用者として重要な役割を占めるようになった今日、課税単位のあり方と共に再検討されるべきであった。

高度成長が始まる以前は、日本の就業構造は自営業が多くを占めていた。シャープ勧告に基づき導入された青色申告制度は、1952年、5万円の専従者控除制度において制度の拡充に勤めたが、18歳未満の者とともに事業主の配偶者は「専従者」の対象外としていた。その後、1954年、青色申告者専従者控除が引上げられるとともに、この範囲は配偶者にも広げられた。これが、減税合戦の始まりで、他の所得者とのバランスを考慮し、白色申告者にも導入、給与所得者には給与所得控除ということになった。

さらに、1987年改正で、納税者の所得稼得に対する配偶者の貢献を考慮し、税負担の調整をすること、すなわち青色事業専従者給与と比較した水平的公平論などから、配偶者特別控除が導入された。これはパートの収入が増えてくると税金も増えるために働くほど損をする逆転現象を直すために、所得に応じて税控除をしていく、カーブをなだらかにしていく消失控除の形をとった。

そして、ほとんどが給与所得者になり、既婚女

性の就業率が5割を超えた今日、自営業層と給与所得者層との不公平感よりも専業主婦と働く女性との不公平感が大きな問題となってきたのである。全就業者の数は、1988年以降6,000万人台で、ピークは97年の6,557万人、2,001年に6,412万人となっている。必ずしもバブル崩壊の影響だけでなく、1,960年以降、自営業主、家族従業者の数は一貫して減少するとともに、雇用者の数はほぼ一方的に上昇傾向で、就業者の8割は雇用者となっている。女性は、専業主婦、自営業主、家族従業者から、雇用者として就業している。

国際比較で見ると、世帯状況によって所得税負担を調整するという制度は減少してきているのが一般的傾向である。減税の効果が限界税率に影響される所得控除方式の、配偶者控除、扶養控除なども見直しが必要であろう。少子化対策としては、税額控除と手当の組合せが望ましい。

今回の税制改正で、消費税の内税化が盛り込まれたところで、この年末年始、消費税引上げ論が出始めている。高齢社会の進展で、租税負担の拡大はやむをえないところではあるが、日本より租税負担率の高い国のほとんどは、日本より高い所得税負担率であることは見ておかなければならない。安易な減税策のつけを、所得税や相続税の前に消費税にもって来るべきではない。また、安易な相続税、贈与税減税や住宅ローン控除は、住宅取得を促すかもしれないが、資産デフレの中では、不動産業界にとって一時的にプラスになっても、個人の住宅取得者に高い実質金利と無理な住宅取得という負担を負わせ、新たな不良債権ともなりかねないものとなる。国債に頼る財政という歪み、そして無理な景気浮揚策としての税制の歪みを治すには、税制の原点に立ち返って、公平ということを再度考える必要がある。

(ほしの いずみ)